



宮 崎 県 公 報

平成30年2月19日(月曜日) 第2971号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 3
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し……………(会計課) 4
- 平成30年度における特定調達契約に係る競争入

札参加資格等……………(物品管理調達課) 4

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 6
- 争議行為の通知……………(雇用労働政策課) 6

公安委員会規則

- 宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……………7

告 示

宮崎県告示第 327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新 富 町	鬼付女	I-1-1074	急傾斜地の崩壊
	栗野田	II-1-6117	急傾斜地の崩壊
	下野地-1	II-1-6118	急傾斜地の崩壊
	下野地-2	II-1-6119	急傾斜地の崩壊
	弁指-1	II-1-6120	急傾斜地の崩壊
	弁指-2	III-1-9568	急傾斜地の崩壊
木 城 町	下中八重谷南谷川	08-404-1-001	土 石 流
	下中八重谷北谷川	08-404-1-002	土 石 流
	弓木谷川	08-404-2-006-新①	土 石 流
	春山川	08-404-2-010	土 石 流

山下谷川	08-404-2-011	土 石 流
白木八重谷川-新①	08-404-2-012-新①	土 石 流
白木八重川	08-404-2-013	土 石 流
白木八重南川	08-404-2-014	土 石 流
上河内川	08-404-2-020	土 石 流
鶴 懐	I-1-1091	急傾斜地の崩壊
鶴懐-新①	I-1-1091-新①	急傾斜地の崩壊
鶴懐-新②	I-1-1091-新②	急傾斜地の崩壊
鶴懐-新③	I-1-1091-新③	急傾斜地の崩壊
鶴懐-新④	I-1-1091-新④	急傾斜地の崩壊
大 原	I-1-1092	急傾斜地の崩壊
弓 木	II-1-1086	急傾斜地の崩壊
鹿 遊	II-1-1089	急傾斜地の崩壊
榎ヶ八重-1	II-1-6149	急傾斜地の崩壊
榎ヶ八重-2	II-1-6150	急傾斜地の崩壊
榎ヶ八重-2-新①	II-1-6150-新①	急傾斜地の崩壊

	大谷 - 1	II - 1 - 6152	急傾斜地の崩壊		境谷 - 1	II - 1 - 6272	急傾斜地の崩壊
	城	II - 1 - 6153	急傾斜地の崩壊		境谷 - 1 - 新①	II - 1 - 6272 - 新①	急傾斜地の崩壊
	浜 口	II - 1 - 6154	急傾斜地の崩壊		境谷 - 2	II - 1 - 6275	急傾斜地の崩壊
	永 住	II - 1 - 6155	急傾斜地の崩壊		寺迫北原	II - 1 - 6276	急傾斜地の崩壊
	永住 - 新①	II - 1 - 6155 - 新①	急傾斜地の崩壊		下原 - 1	II - 1 - 6282	急傾斜地の崩壊
	荒谷 - 1	II - 1 - 6156	急傾斜地の崩壊		内野下原	II - 1 - 6287	急傾斜地の崩壊
	荒谷 - 2	II - 1 - 6157	急傾斜地の崩壊		内野下原 - 新①	II - 1 - 6287 - 新①	急傾斜地の崩壊
	岩戸 - 4	II - 1 - 6162	急傾斜地の崩壊		上中河原	II - 1 - 6288	急傾斜地の崩壊
	弓木 - 1	II - 1 - 6181	急傾斜地の崩壊		長野下肥 - 1	II - 1 - 6289	急傾斜地の崩壊
	箕木 - 1	II - 1 - 6184	急傾斜地の崩壊		寺 迫	II - 1 - 6290	急傾斜地の崩壊
	屋敷原	II - 1 - 6187	急傾斜地の崩壊		長野下肥 - 2	II - 1 - 6291	急傾斜地の崩壊
	長 越	II - 1 - 6188	急傾斜地の崩壊		下中河原	II - 1 - 6292	急傾斜地の崩壊
	下谷内 - 1	II - 1 - 6190	急傾斜地の崩壊		駄床 - 1	II - 1 - 6309	急傾斜地の崩壊
	下谷内 - 1 - 新①	II - 1 - 6190 - 新①	急傾斜地の崩壊		駄床 - 2	II - 1 - 6310	急傾斜地の崩壊
	下谷内 - 2	II - 1 - 6191	急傾斜地の崩壊		師匠田	II - 1 - 6315	急傾斜地の崩壊
	神 前	II - 1 - 6192	急傾斜地の崩壊		山下 - 1	II - 1 - 6317	急傾斜地の崩壊
	尾崎 - 1	II - 1 - 6193	急傾斜地の崩壊		山下 - 1 - 新①	II - 1 - 6317 - 新①	急傾斜地の崩壊
	尾崎 - 2	II - 1 - 6194	急傾斜地の崩壊		瓜生尾立	II - 1 - 6327	急傾斜地の崩壊
	宮 迫	II - 2 - 0376	急傾斜地の崩壊		俵石 - 1	II - 1 - 6335	急傾斜地の崩壊
都農町	前田川	08 - 406 - 2 - 006	土石流		俵石 - 2	II - 1 - 6336	急傾斜地の崩壊
	長野川	08 - 406 - 2 - 008	土石流		榎土手 - 2	II - 1 - 6340	急傾斜地の崩壊
	山下	I - 1 - 1108	急傾斜地の崩壊		後牟田 - 1	II - 1 - 6342	急傾斜地の崩壊
	藤 見	I - 1 - 1111	急傾斜地の崩壊		後牟田 - 2	II - 1 - 6343	急傾斜地の崩壊
	長 野	I - 1 - 2118	急傾斜地の崩壊		湯ノ本 - 2	II - 1 - 6345	急傾斜地の崩壊
	宮野尾	I - 1 - 3404	急傾斜地の崩壊				
	南 原	II - 1 - 6271	急傾斜地の崩壊				

	森	II-1-6346	急傾斜地の崩壊		鶴 懐	I-1-1091	急傾斜地の崩壊
	福原尾村北	II-1-6347	急傾斜地の崩壊		鶴懐-新①	I-1-1091-新①	急傾斜地の崩壊
	朝草原-2	II-1-6348	急傾斜地の崩壊		鶴懐-新②	I-1-1091-新②	急傾斜地の崩壊
	下原-2	II-1-6349	急傾斜地の崩壊		鶴懐-新③	I-1-1091-新③	急傾斜地の崩壊
	朝草原-3	II-1-6350	急傾斜地の崩壊		鶴懐-新④	I-1-1091-新④	急傾斜地の崩壊
	下原-3	II-1-6351	急傾斜地の崩壊		大 原	I-1-1092	急傾斜地の崩壊
	朝草原-4	II-2-0386	急傾斜地の崩壊		弓 木	II-1-1086	急傾斜地の崩壊
	朝草原-5	II-2-0387	急傾斜地の崩壊		鹿 遊	II-1-1089	急傾斜地の崩壊
					栞ヶ八重-1	II-1-6149	急傾斜地の崩壊
					栞ヶ八重-2	II-1-6150	急傾斜地の崩壊
					栞ヶ八重-2-新①	II-1-6150-新①	急傾斜地の崩壊
					大谷-1	II-1-6152	急傾斜地の崩壊
					城	II-1-6153	急傾斜地の崩壊
					浜 口	II-1-6154	急傾斜地の崩壊
					永 住	II-1-6155	急傾斜地の崩壊
					永住-新①	II-1-6155-新①	急傾斜地の崩壊
					荒谷-1	II-1-6156	急傾斜地の崩壊
					荒谷-2	II-1-6157	急傾斜地の崩壊
					岩戸-4	II-1-6162	急傾斜地の崩壊
					弓木-1	II-1-6181	急傾斜地の崩壊
					寛木-1	II-1-6184	急傾斜地の崩壊
					屋敷原	II-1-6187	急傾斜地の崩壊
					長 越	II-1-6188	急傾斜地の崩壊
					下谷内-1	II-1-6190	急傾斜地の崩壊
					下谷内-1-新①	II-1-6190-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新 富 町	鬼 付 女	I-1-1074	急傾斜地の崩壊
	栗 野 田	II-1-6117	急傾斜地の崩壊
	下野地-1	II-1-6118	急傾斜地の崩壊
	下野地-2	II-1-6119	急傾斜地の崩壊
	弁 指 - 1	II-1-6120	急傾斜地の崩壊
	弁 指 - 2	III-1-9568	急傾斜地の崩壊
木 城 町	春 山 川	08-404-2-010	土 石 流
	山下谷川	08-404-2-011	土 石 流
	白木八重川	08-404-2-013	土 石 流
	白木八重南川	08-404-2-014	土 石 流
	上河内川	08-404-2-020	土 石 流

	下谷内-2	II-1-6191	急傾斜地の崩壊		師匠田	II-1-6315	急傾斜地の崩壊
	神前	II-1-6192	急傾斜地の崩壊		山下-1	II-1-6317	急傾斜地の崩壊
	尾崎-1	II-1-6193	急傾斜地の崩壊		瓜生尾立	II-1-6327	急傾斜地の崩壊
	尾崎-2	II-1-6194	急傾斜地の崩壊		俵石-1	II-1-6335	急傾斜地の崩壊
	宮迫	II-2-0376	急傾斜地の崩壊		俵石-2	II-1-6336	急傾斜地の崩壊
都農町	長野川	08-406-2-008	土石流		榎土手-2	II-1-6340	急傾斜地の崩壊
	山下	I-1-1108	急傾斜地の崩壊		後牟田-1	II-1-6342	急傾斜地の崩壊
	藤見	I-1-1111	急傾斜地の崩壊		後牟田-2	II-1-6343	急傾斜地の崩壊
	長野	I-1-2118	急傾斜地の崩壊		湯ノ本-2	II-1-6345	急傾斜地の崩壊
	宮野尾	I-1-3404	急傾斜地の崩壊		森	II-1-6346	急傾斜地の崩壊
	南原	II-1-6271	急傾斜地の崩壊		福原尾村北	II-1-6347	急傾斜地の崩壊
	境谷-1	II-1-6272	急傾斜地の崩壊		朝草原-2	II-1-6348	急傾斜地の崩壊
	境谷-1-新①	II-1-6272-新①	急傾斜地の崩壊		下原-2	II-1-6349	急傾斜地の崩壊
	境谷-2	II-1-6275	急傾斜地の崩壊		朝草原-3	II-1-6350	急傾斜地の崩壊
	寺迫北原	II-1-6276	急傾斜地の崩壊		下原-3	II-1-6351	急傾斜地の崩壊
	下原-1	II-1-6282	急傾斜地の崩壊		朝草原-4	II-2-0386	急傾斜地の崩壊
	内野下原	II-1-6287	急傾斜地の崩壊		朝草原-5	II-2-0387	急傾斜地の崩壊
	内野下原-新①	II-1-6287-新①	急傾斜地の崩壊				
	上中河原	II-1-6288	急傾斜地の崩壊				
	長野下肥-1	II-1-6289	急傾斜地の崩壊				
	寺迫	II-1-6290	急傾斜地の崩壊				
	長野下肥-2	II-1-6291	急傾斜地の崩壊				
	下中河原	II-1-6292	急傾斜地の崩壊				
	駄床-1	II-1-6309	急傾斜地の崩壊				
	駄床-2	II-1-6310	急傾斜地の崩壊				

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 329号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばき人の名称	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
延岡市長	延岡市北浦町古江1930 北浦総合支所内	平成30年2月19日

宮崎県告示第 330号

平成30年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特

定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びに資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

2 競争入札の参加者の資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及びその申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から平成32年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成32年7月1日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機器	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
	農林水産土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
		塗料
諸材		
車両・船舶・航空機類	車両販売・整備	
	船舶販売・整備	
	航空機販売・整備	
	バイク・自転車	
印刷類	平版活版	
	軽印刷	
	フォーム印刷	
	特殊印刷	
	青写真	
	航空写真・マイクロ写真	
薬品類	医薬品	
	農業薬品	
	化学工業薬品	
燃料類	石油製品	
	高圧ガス	
家具木工類	家具・木工	
	室内装飾・畳	
寝具・被服類	寝具	
	被服・装備品	
	消防・警察用品	
	靴・鞆	
百貨・日用品類	百貨	
	記念品・美術品	
	写真・カメラ	
	時計・貴金属	
	ガラス・陶器	
	楽器	
	スポーツ用品	
	金物・荒物・雑貨	
	食品	
	看板・旗類	看板

サービス（役務の提供）に関する業種	その他	旗・染物	合計 112台	
		シート・テント		
		肥飼料・種苗		
		書籍		
		古物買受		
	その他	その他	(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) 2箇所 建物敷地東側及び北側 (変更後) 2箇所 建物敷地東側及び北側 4 変更の年月日 (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 平成30年10月3日 (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 平成30年2月3日 5 変更する理由 設計の変更により駐輪場の位置及び駐車場出入口位置に変更が生じたため。 6 届出年月日 平成30年2月2日 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成30年2月19日から平成30年6月19日まで 8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成30年2月19日から平成30年6月19日まで 9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。 <hr/> 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。 平成30年2月19日 宮崎県知事 河野俊嗣 1 争議行為の目的 2018年度賃金および諸要求について 2 争議行為の日時 平成30年2月26日 午前8時30分から争議解決に至るまで 3 争議行為を行う場所 宮崎市大字芳土80番地 医療法人清芳会 井上病院内 4 争議行為の概要 ストライキを含むいっさいの争議行為	
		賃貸業務		電算機器
				事務機器
	その他			
	広告・宣伝	広告代理		
		催事企画展示		
		デザイン制作		
		その他		
	電算業務	電算処理（システム開発含む）		
		データエントリー		
その他				
その他	クリーニング			
	運送			
	廃棄物処理			
	調査・研究・検査			
	保守・点検			
	食事・給食			
	保険			
	文化財保存・修復			
	その他			

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) 学園木花台商業施設
 宮崎市学園木花台西一丁目3番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一
 宮崎市橋通西四丁目2番30号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A棟北側（駐輪場No.1）	28台
B棟北側（駐輪場No.2）	60台
C棟北側（駐輪場No.3）	20台
合計	108台
(変更後) A棟北側（駐輪場No.1）	26台
B棟北側（駐輪場No.2）	65台
敷地北側（駐輪場No.3）	21台

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月19日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第2号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
署名	交番、駐在所等名称	位置	署名	交番、駐在所等名称	位置
[略]			[略]		
宮崎 南警 察署	[略] 木花駐在所 <u>内海駐在所</u>	[略] 回 大字内海	宮崎 南警 察署	[略] 木花駐在所	[略]
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--